租税特別措置等に係る政策の事前評価書

祖代特別指直寺に徐る以東の手削評価 首							
1	政策評価の対象とした	銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置の延長					
	租税特別措置等の名称	(地方税 16)(法人事業税:義)					
2	要望の内容	銀行等保有株式取得機構(以下「機構」という。)については、平成26年3月					
		31 日までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、資本金等の額を 10 億					
		円とする資本割の特例措置が講ぜられており、当該措置の当分の間の延長を					
		要望するもの。					
3	担当部局	金融庁総務企画局企画課信用機構企画室					
4	評価実施時期	平成 25 年8月					
5	租税特別措置等の創設	・平成 16 年度 銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置 創設					
	年度及び改正経緯	・平成 21 年度 5年間の延長					
6	適用又は延長期間	当分の間					
7	必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》					
	等 及びその	機構の安定的な業務運営基盤を確保し、銀行等が保有する株式等の処分					
	根拠	を円滑に進めることにより、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全					
		な発展に資すること。					
		《政策目的の根拠》					
		銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律					
		(目的)					
		第1条 この法律は、銀行等の業務の公共性及び銀行等をめぐる諸情勢の著しい変化にかんがみ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、当分の間、銀行等による株式等の					
		保有を制限するとともに、銀行等による対象株式等の処分の円滑化を図り、あわせて銀					
		行と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資					
		する場合における当該会社による当該銀行等の株式の処分の円滑を図り、もって国民経					
	◎ ひ生ける	済の健全な発展に資することを目的とする。 I -2					
	②政策体系における	1 2 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備					
	政策目的	次の 日 亜 間 ン 八) 二 の 又 た 口 と 能 木) も た の の 向 及 「					
	の位置付						
	l†						
	③達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》					
		銀行等が保有する株式等の処分を円滑に進め、金融システムの安定性確					
	10 1/15	保及び国民経済の健全な発展に資するために、機構の安定的な業務運営基 盤を確保すること。					
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》					
		達成目標の性格上、計数的な指標をもって定量的に示すことは困難であ					
		ి చె					
		本特例措置を講ずることにより、機構の安定的な業務運営基盤が確保さ					
		れ、機構は、銀行等が保有する株式等の処分(市場売却)を補完するセーフテ					
		イネットとしての機能を発揮することができる。					
		I					

8	有効性	1	適用数等	本特例措置の創設以降、適用対象は機構のみであり、今後においても、機
	等			構のみが適用対象となる。
		2	減収額	本特例措置の創設以降、減収額は毎年度 57 百万円であり、今後において
				も、毎年度同額の減収が見込まれる。
		3	効果·達成	《政策目的の実現状況》
			目標の実	本特例措置は、機構の安定的な業務運営基盤の確保に寄与しており、機構
			現状況	は、銀行等が保有する株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットと
				しての機能を発揮している。
				その結果、銀行等が保有する株式等の処分は円滑に行われてきており、金
				融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に寄与している。
				《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》
				本特例措置を講ずることにより、機構は毎年度 57 百万円の税負担が軽減さ
				れ、安定的な業務運営基盤の確保に寄与している。
				 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》
				本特例措置が延長されなかった場合には、機構の業務運営に係る経費支
				出に制約が生じるなど、機構の安定的な業務運営基盤の確保に影響すること
				が考えられ、その結果、銀行等が保有する株式等の処分(市場売却)を補完す
				るセーフティネットとしての機能発揮に支障をきたすおそれがある。
				《税収減を是認するような効果の有無》
				本特例措置を講ずることにより、毎年度 57 百万円の税収減が見込まれるも
				のの、機構の安定的な業務運営基盤が確保され、銀行等が保有する株式等
				の処分が円滑に行われることにより、金融システムの安定性確保及び国民経
				済の健全な発展に寄与していることから、税収減を是認するような効果があ
				るといえる。
9	相当性	1	租税特別	機構の業務は、銀行等が保有する株式等の処分(市場売却)を補完するセ
			措置等に	一フティネットとして高い公共性を有し、信用秩序の維持に不可欠なものであ
			よるべき 妥当性等	る。
			X 1 E 1	このような業務は、機構のみが担っており、本特例措置は、機構の役割の
				重要性に鑑み、機構のみを適用対象として創設されたものであることを踏まえ
				ると、引き続き、租税特別措置によることが妥当である。
		2	他の支援	他の支援措置や義務付け等は存在しない。
			措置や義	
			務付け等との役割	
			分担	
		3	地方公共	本特例措置は、機構の安定的な業務運営基盤の確保に寄与しており、機構
			団体が協	は、銀行等が保有する株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットと
			力する相	しての機能を発揮している。
			当性	その結果、銀行等が保有する株式等の処分が円滑に行われ、金融システ
				ムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に寄与していることは、課税団体
				である地方公共団体にとっても大きな意義を有するものである。

10	有識者の見解	_
1	前回の事前評価又は事	_
	後評価の実施時期	